

令和5年度 東伊豆町短期集中予防訪問型サービス C（運動） 仕様書

1 目的

老年症候群や生活機能の低下を予防するために、日常生活の基本的活動に必要な筋力向上を図ること。また、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援することを目的として実施する。

2 事業実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3 事業概要

(1) 対象者

東伊豆町に住所を有し、介護保険法に基づく要支援1及び要支援2の認定者又は事業対象者のうち、ケアマネジャーが行う介護予防ケアマネジメントにより、当該事業への参加が適当と判断された者。

(2) 実施担当者

理学療法士又は作業療法士

(3) 実施内容

自宅で取り組むべき課題の達成状況の確認や個別プログラムの実施。セルフケアの意識を高める支援を行うこと。

サービス終了後も継続して生活機能向上に取り組むことができるよう、指導・助言を行う。

(4) 期間及び回数

3ヶ月間を原則とする。ただし、3ヶ月を経過した時点で評価のためのカンファレンスを開催し、その結果サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合には、最大6ヶ月までサービスを継続することができる。

(5) 実施時間

1回あたりの実施時間は40分とし、時間の延長は可能とする。ただし、延長に際し料金の加算は行わないものとする。

(6) 実施日

月曜日から金曜日のうち、週に1回程度とし、利用者との調整で決定する。

4 委託料

1回あたりの委託料は、6,000円とする。

5 委託料の請求

月末毎に健康づくり課に請求し、健康づくり課は請求に基づき支払いを行う。

6 感染症予防について

感染症予防に配慮したうえで次のことに留意のうえ事業を実施すること。

- (1) 短期集中型実施の開始前に利用者の体調確認を行うこと。利用者に体調不良、発熱がある場合には利用を控えてもらうこと。

- (2) マスクの着用、手洗い（手指消毒）、人と人との距離の確保、換気等について留意すること。
- (3) 従事者に体調不良、発熱がある場合は従事しないこと。
- (4) 従事者、受託者、利用者について、感染症等が発生した場合は、速やかに地域包括支援センターに報告すること。
- (5) サービス提供中に利用者に事故等が発生した場合は、速やかに地域包括支援センターに報告すること。（利用者については、町の保険にて対応）

7 その他

- (1) 契約にあたっては、本仕様書を了承し、不明な点は健康づくり課に連絡し、十分熟知の上契約するものとする。
- (2) 契約後において疑義が生じたときには、健康づくり課の担当者に連絡し、その指示を受け、契約後に生じた疑義は全て健康づくり課の解釈に従うものとする。
- (3) 受託者は、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとする。
- (4) 本仕様書以外の必要事項は、その都度東伊豆町と協議の上決定する。